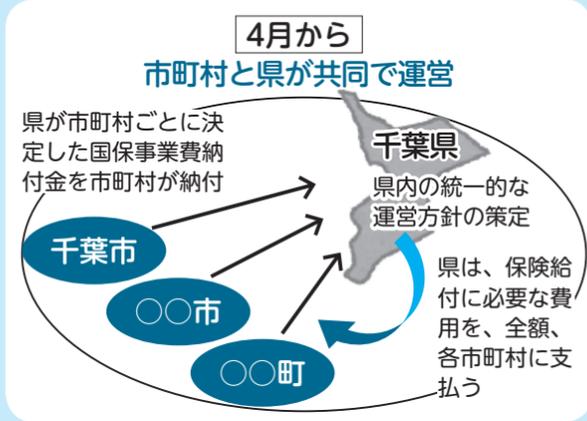


4月から 国民健康保険制度が 変わります

国民健康保険（国保）は、勤務先の健康保険などに加入していない方（自営業や年金生活者など）を対象として、加入者が病気や怪我をした時、安心して医療を受けることができるよう、納めていただいた保険料などにより、医療費の負担を支え合う助け合いの制度ですが、高齢の加入者が多く、医療費水準が高いなどの問題を抱えています。

そこで、この制度を将来にわたって守り続けるため、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険事業を共同で運営することになりました。



どうして県と市町村と一緒に運営する必要があるの？

国保が抱える構造的な問題点を解消するため、県単位の大きな規模で運営することで、財政運営の安定化を図ります。

国保の主な問題点

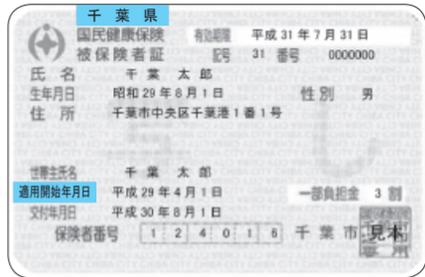
- 高齢の加入者が多く、医療費水準が高い
- 所得に対する保険料の負担が重い
- 市町村間で医療費・保険料に格差がある

加入者にはどんな影響があるの？

保険証などの様式が変わります

- 県単位で資格を管理するため、保険証の左上に県名が新たに記載され、資格取得年月日に代わって適用開始年月日（市で国保に加入した日）が記載されます。
- 新しい様式の保険証は8月の更新時に市から送付します（7月末までは現在お持ちの保険証が使えます）。
- 保険証以外にも、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証の様式が変わります（変更に伴う手続きは必要ありません）。

保険証の新しい様式案



高額療養費の多数回該当が県内で通算され、加入者の負担が軽減されます

多数回該当とは、同一世帯で、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられる制度です。

県単位で資格を管理するため、県内の市町村間で住所が異動しても、該当回数が通算されるようになり、負担が軽減されます。

多数回該当の例（9月に県内のほかの市町村に転居した場合）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
				↑ 県内のほかの市町村へ転居			↑ ここから該当
4月以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
				↑ ここから該当			

国保の運営を千葉県全体で支え合う仕組みに変わるんだ。財政運営の仕組みは変わるけど、医療の受け方や手続きは、これまでと変わらないよ。
【右上】のように加入者の負担が軽減されるメリットもあるよ。



国保の保険料の納付方法や手続きなどは変わりません

- 医療機関での負担割合は変わりません。
- 医療機関で受診するときの保険証などの使い方も変わりません。
- 保険料は、これまでどおり市で決定し、市へ納めます。
- 特定健診なども、これまでどおり市からご案内します。
- 各種申請や手続きの窓口も変わりません。

制度が変われば国保は安心なの？

国保の財政運営を安定させるためには、仕組みを変えるだけでなく県内の市町村それぞれが歳入（保険料など）の確保や歳出（医療費など）の抑制に努める必要があります。市では、「千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン」を策定して収支の改善に努めています。

歳入の確保や歳出の抑制が進むと、それだけ保険料負担の増大を抑制することにもつながるんです。皆様のご協力をお願いします。



市からのお願い

保険料の納期内納付と口座振替にご協力を

公平な負担のためにも、納期内の納付をお願いします。口座振替への切り替えはWEB口座振替が便利です。登録方法など詳しくは、

千葉市 WEB口座振替 🔍

ジェネリック医薬品のご利用を

先発医薬品と同等の効果で薬代の負担軽減ができます。ジェネリック希望シールを区役所市民総合窓口課などで配布していますので、ぜひご利用ください。ジェネリック医薬品の利用方法など詳しくは、

千葉市 ジェネリック 🔍

生活習慣病を予防しましょう

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病は、生活習慣の見直しや早期治療により、予防・改善ができます。特定健診・特定保健指導（生活習慣改善のサポート）を、ぜひご利用ください。詳しくは、

千葉市 特定健診 🔍